



2022年2月17日

各位

会社名：株式会社ワールドホールディングス
代表者名：代表取締役会長兼社長 伊井田 栄吉
(コード番号：2429 東証第一部)
問合せ先：取締役経営管理本部長 中野 繁
(電話：092-474-0555)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月17日開催の取締役会において、2022年3月18日開催予定の当社第29回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|------|
| <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 | (削除) |

| | |
|-------------|--|
| <p>(新設)</p> | <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第 14 条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、<u>議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p>附則</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p><u>1</u> 現行定款第 14 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更案第 14 条 (電子提供措置等) の新設は、<u>会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日 (以下「施行日」という。) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、<u>現行定款第 14 条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3</u> 本附則は、<u>施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

以上